（記載上の注意）
1．上記により記載が必要とされる指標に加えて、参考として関連する指標等を記載することができる。
2．過去の実績については、過去３年分記載すること。実績見込みについては、実施計画の期間と同一の期間記載すること。
3．事業年度末（銀行等にあっては、毎年９月末及び３月末）の計数を記載すること。
4．全ての申請金融機関等（申請者）について作成すること。なお、組織再編成等により金融機関等の種類が異なることとなる場合にあっては、過去の実績又は実績見込み及び実施計画の期間中の見込みを同一の連続した表形式で記載することを要しない。
5．協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関については、適宜必要な修正を行うこと。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和三年七月二十一日）から施行する。

府　令・省　令

○内閣府・財務省令第五号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、預金保険機構の金融機能強化業務の実施に関し必要な事項を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年七月九日

内閣総理大臣　菅　義偉
財務大臣臨時代理
国務大臣　加藤　勝信

預金保険機構の金融機能強化業務の実施に関し必要な事項を定める命令の一部を改正する命令

預金保険機構の金融機能強化業務の実施に関し必要な事項を定める命令（平成十六年内閣府・財務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務の特例に係る業務方法書の記載事項） **第二条**　機構が法第三十五条第一項又は第三項に規定する業務を行う場合には、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める事項は、預金保険法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第二十八号）第一条の二各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。 一　法第三十四条の十五第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による法第三十四条の十第二項第七号に規定する資金交付契約の締結又は変更及び当該資金交付契約に基づく資金の交付に関する事項 二～五　［略］ 六　その他法第三十五条第一項又は第三項に規定する業務の方法	（業務の特例に係る業務方法書の記載事項） **第二条**　機構が法第三十五条第一項に規定する業務を行う場合には、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める事項は、預金保険法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第二十八号）第一条の二各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。 ［号を加える。］ 一～四　［同上］ 五　その他法第三十五条第一項に規定する業務の方法